

事 務 連 絡
令和4年9月27日

国土交通省大臣官房危機管理室 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

エボラ出血熱に係る注意喚起について

令和4年9月20日（現地時間）、世界保健機関（WHO）より、ウガンダ共和国ムベンデ県（Mubende 県）においてエボラ出血熱が発生したと発表されました。ウガンダ保健省によると、9月25日時点で同国においてムベンデ県を含めた3県で18名の確定症例が確認されており、現在、現地調査や対応のためWHO等の専門家チームが派遣されています。

発生地域であるウガンダ共和国から帰国し、疑わしい症状がある場合には、早期に医療機関を受診し、適切な診断及び治療を受けることが重要です。

厚生労働省はエボラ出血熱について、引き続き情報収集を実施し、必要に応じて情報提供を行うとともに、各検疫所を通じて空港などにおいても、海外渡航者への注意喚起を行います。

つきましては、旅行業関係団体及び空港会社等を通じて海外渡航者に対して広く注意喚起いただきますよう御協力の程よろしく申し上げます。

事務連絡
令和4年10月12日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

エボラ出血熱に係る注意喚起（協力依頼）

令和4年9月20日、世界保健機関（WHO）より、ウガンダ共和国ムベンデ県においてエボラ出血熱が発生したと発表があり、現地調査や対応のためWHO等の専門家チームが派遣されている事態を受け、厚生労働省においてエボラ出血熱に係る情報収集、情報提供、各検疫所を通じた空港等における海外渡航者への注意喚起を行うこととなりました。

これを受け、厚生労働省健康局結核感染症課より、別添のとおりエボラ出血熱に係る注意喚起について協力依頼がありました。

つきましては、貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行業者等に対しまして、別添のご周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

（別添）【厚生労働省事務連絡】（国交省）エボラ出血熱（16回目）に係る注意喚起について